平成２９年（フ）第３４００号
大阪府門真市月出町５番27号ムーンライズ203号、開始決定時大阪府守口市梶町４丁目75番18号
破産者　岩崎ラス防水こと　岩崎　辰彦（旧姓三宅）
１　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
２　一般調査期日　平成30年９月27日午後２時
平成30年６月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４０号
鳥取県八頭郡八頭町島163番地、開始決定時の住所鳥取県鳥取市国府町分上１丁目122番地１　ハイツオーク205号
破産者　高野　香月（開始決定時の姓北浦）
１　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
２　一般調査期日　平成30年８月28日午前10時50分
平成30年６月21日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６８５号
神戸市灘区森後町２丁目２番22―301号
破産者　中西　利久
１　破産債権の届出期間　平成30年７月26日まで
２　一般調査期日　平成30年９月５日午後１時30分
平成30年６月21日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３１号
堺市南区野々井178番６号、旧本店所在地堺市堺区大浜北町２丁３番12号
破産者　株式会社南海米穀
１　破産債権の届出期間　平成30年７月30日まで
２　一般調査期日　平成30年９月13日午前11時30分
平成30年６月21日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２号
広島県三次市吉舎町吉舎346番地
破産者　株式会社Ｋ・ＰＯＷＥＲ
１　破産債権の届出期間　平成30年７月30日まで
２　一般調査期日　平成30年９月28日午前11時40分
平成30年６月21日　広島地方裁判所三次支部

平成３０年（フ）第２５７号
さいたま市桜区田島８丁目15番３号、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区南池袋２丁目32番６号
破産者　株式会社エレマック
１　破産債権の届出期間　平成30年７月31日まで
２　一般調査期日　平成30年10月１日午後２時
平成30年６月18日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

債権者集会招集

平成２９年（フ）第５４３号
大阪府和泉市箕形町４丁目５番49―103号、商業登記簿上の本店所在地大阪府泉南市岡田６丁目11番３号
破産者　株式会社北建
１　期日　平成30年８月20日午後２時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成30年６月22日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５４４号
大阪府和泉市箕形町４丁目５番49―103号
破産者　北野　昭一
１　期日　平成30年８月20日午後２時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成30年６月22日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第１０８０号
京都府城陽市長池河原40番地
破産者　株式会社日本和装
異議申述期間　平成30年８月17日まで
平成30年６月22日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８１号
京都府城陽市長池河原40番地の１
破産者　日本和装コンサルタント協会こと　中野佳代子
異議申述期間　平成30年８月17日まで
平成30年６月22日
京都地方裁判所第５民事部破産係

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第２号
北海道小樽市住吉町３番16号
清算株式会社　株式会社北海道ダイニング
代表清算人　武田　博幸
１　決定年月日　平成30年６月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（ヒ）第２４号
名古屋市守山区八剣２丁目1506番地
清算株式会社　特殊精砿株式会社
代表清算人　中村　典之
１　決定年月日　平成30年６月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

平成３０年（ヒ）第２号
沖縄県那覇市字上之屋314番地２
清算株式会社　ケイテイプランニング株式会社
１　決定年月日　平成30年６月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所民事第３部

再生手続開始

平成３０年（再）第１号
愛媛県西条市小松町新屋敷甲2894番地１
再生債務者　アプライズ株式会社
１　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年８月20日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成30年10月１日から平成30年10月15日まで
松山地方裁判所西条支部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成３０年（再）第３号
秋田県大仙市下深井字石堂72番地の１
再生債務者　有限会社大曲建機
決定の要旨　平成30年５月25日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成30年６月21日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成３０年（再）第１号
静岡市清水区由比町屋原176番地の７
再生債務者　さすぼし蒲鉾株式会社
１　決議に付する計画案　平成30年６月６日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成30年８月６日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成30年７月30日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成30年７月23日
平成30年６月20日
静岡地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２９年（再）第３８号
東京都港区西新橋２丁目８番６号
再生債務者　プラスワン・マーケティング株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成30年６月20日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２９年（再）第１号
三重県松阪市久保町1855番地1654
再生債務者　株式会社ひなた
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成30年６月21日　　津地方裁判所松阪支部